

政策法務全体の理解を深めるだけでなく、
現時点における条例論の理論的到達点を知ることができる

自治立法権の再発見

北村喜宣先生 還暦記念論文集

原島 良成 編著

A5判・376頁 定価：本体3,500円+税

次世代を担う条例論研究者が集結し、
都市・環境分野の新しい問題を切り口に、
条例制定の可能性をめぐる議論を整理し、
現代的課題に対応する「自治立法権」理論の
再構築に挑む論文集（豊富な資料編を附録）。

自治立法権
の再発見
北村喜宣先生
還暦記念論文集
原島 良成
編著

第一法規

ペット靈園規制条例の制度設計

箕輪 さくら

1 ペットと人の関係の変化

一昔前の典型的な犬の飼育スタイルといえば、番犬として外に繋がれて暮らし、餌は人間の食事の残り物であった。死亡すれば、亡骸は庭の隅に埋められ、土に還った。しかし、最近の大たちはどうであろう。家の中で人間と寝食を共にし、場合によっては人間よりも健康に行き届いた食事や医療を受ける。犬に限らず、いわゆるペットたちの取り扱いは大きく変化している。もちろん、すべてのペットがこうした状況にいるわけではないが、「ペットは家族の一員である」と考える人々がいるのは、疑いようのない事実である¹。

生活環境の改善や医療の発展により、ペットの代表的動物である犬や猫の平均寿命は15歳程度にまで伸びた²。15歳といえば、人間では中学校卒業相当の年齢である。15年間一緒に暮らし、大切にしてきたペットが死亡した際に、庭の片隅に埋めるのは忍びないと感じるのは不思議なことではない。加えて、近年では、住宅事情も変化している。特に都市部では、庭付きの家が

1 情報堂生活総研が行った2018年の「生活定点」調査において、「ペットも家族の一員だと思う」との回答は56.6%であった。（<https://seikatussoken.jp/teiten/answer/743.html>、2019年6月30日最終閲覧）社会学者山田昌弘は、ペットが家族の範囲に含まれる現象を考察し、日本社会における家族観の変化から、一部の特別な人間だけでなく、誰でもきっかけがあればペットを家族とみなす可能性がある時代になっていると指摘している。山田昌弘、「家族ペット ダンナよりもペットが大切！」（文藝春秋、2007年）172頁以下参照。

2 一般社団法人ペットフード協会「平成30年（2018年）全国犬猫飼育実態調査 結果」（2018年12月25日、<https://petfood.or.jp/topics/img/181225.pdf>、最終閲覧日2019年6月30日）。

<条例資料> 法律を実施するための自主条例

● 墓地、埋葬等に関する法律の実施条例

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。【2項略】

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

第20条 左の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

一 第10条の規定に違反した者

二 第19条に規定する命令に違反した者

練馬区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年練馬区条例第7号）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る墓地、納骨堂または火葬場（以下「墓地等」という。）の構造設備および管理の基準その他必要な事項を定めることにより、墓地等と周辺環境との調和を図るとともに、公衆衛生および公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3条 墓地等を経営しようとする者は、つきの各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。【各号略】

第6条 墓地の設置場所は、当該墓地を経営しようとする者が所有する土地で、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しない土地でなければならない。ただし、地方公共団体が経営するときまたは特別の理由がある場合であって区長が墓地の経営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第7条 墓地の構造設備は、つぎに掲げる基準に適合しなければならない。【各号略】
【2項以下略】



第1部 一般理論編

条例制定の根拠・対象・程度

(原島 良成)

- 1 条例制定根拠・再考
- 2 「法律の範囲内」論議・再考
- 3 条例制定の対象と程度

法律規定条例の法律適合性審査

(筑紫 圭一)

- 1 問題の所在
- 2 法律規定条例と地方分権改革
- 3 法律適合性審査の判断構造—神奈川県臨時特例企業税条例事件を素材として
- 4 法律規定条例の法律適合性審査と行政法解釈論
- 5 結論と今後の課題

裁量基準の条例化に関する諸論点

(中嶋 直木)

- 1 本稿の問い合わせ
- 2 裁量基準条例の位置づけ
- 3 裁量基準を条例という形式で定めることの意義・帰結
- 4 狹義の法律実施条例としての思考

独自条例の実効性確保—過料を中心化—

(鈴持 麻衣)

- 1 実効性確保の仕組みの重要性
- 2 多様な実効性確保手法
- 3 条例に基づく過料の効果
- 4 過料と行政刑罰の役割分担
- 5 自治法14条3項と自治立法権

条例による「総合性」確保

(嶋田 晃文)

はじめに

- 1 「総合性」とその確保方策～行政学のアプローチ
- 2 条例による「総合性」確保～政策法務論のアプローチ

おわりに—「総合性」確保をめぐる制度環境

条例の法的に要請される制定過程

—提案部局と関係部局との調整に注目して—

(千葉 実)

- 1 条例のあるべき制定過程
- 2 条例の制定過程に関する議論状況
- 3 条例制定過程の各プロセスと現行法及び法原理からの要請
- 4 条例の法的に要請される制定過程をどう進めるべきか—提案部局と条例により利害が及びかねない関係部局との調整に注目して—
- 5 結論と課題

第2部 個別法政策編

建築基準法の適用除外運用に見る自治立法の可能性と正当性

—条例制定の「余地」と「根拠」に着目して

(内海 麻利)

- 1 条例制定の「余地」と「根拠」
- 2 まちづくり条例等の変遷の経緯と条例制定の「余地」と「根拠」
- 3 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の検討
- 4 自治立法の可能性と法律の適用除外

廃棄物処理施設の設置に係る自治体事前手続（紛争予防条例等）の発展可能性

—NIMBY症候群をどう理解し、どう対応するか—

(伊藤 智基)

- 1 現行の紛争予防条例等の規定内容
- 2 本稿の分析の視座
- 3 NIMBY症候群をどう理解するべきか
- 4 紛争予防条例等の発展可能性の検討
—自治体から関係住民への説明—
- 5 おわりに

原子炉稼働を規律する条例の可能性

—災害リスク管理の観点から—

(清水 晶紀)

- 1 問題の所在：国法独占下の原子力安全規制における自治立法権？
- 2 原子力法制における国と自治体の役割分担
- 3 独自条例による規律の必要性と可能性
- 4 想定される独自条例の類型とその特徴
- 5 結び

ペット霊園規制条例の制度設計

(箕輪 さくら)

- 1 ペットと人の関係の変化
- 2 ペット葬祭業をめぐる問題
- 3 ペット葬祭業に対する法規制
- 4 ペット霊園等規制条例
- 5 嘸み合わない問題と対応

文化財保護条例の課題

—平成30年文化財保護法改正に寄せて—

(越智 敏裕)

- 1 文化財保護をめぐる問題状況
- 2 文化財保護条例の現状と課題
- 3 文化財保護条例の可能性
- 4 結びに代えて

【特別寄稿】

北村条例論の来し方・行く末

(北村 喜宣)

- 1 30年と条例論小史
- 2 条例論への踏み出し
- 3 第一次分権改革を踏まえての展開
- 4 ベクトル説とその展開
- 5 法令との抵触性判断基準
- 6 これからの道程と沿道風景

北村喜宣先生 略歴及び業績

第3部 条文・判例資料編

(原島 良成)

<基本条文>

- 日本国憲法（抜粋）
- 地方自治法（抜粋）
- 行政代執行法

<判例資料1> 基本的人権と地域的公益の調整

file 1 大阪市壳春取締条例事件

Cf. 熊本市「昼窓手当」事件

file 2 奈良県ため池条例事件

file 3 広島市暴走族追放条例事件

Cf. 世田谷区清掃・リサイクル条例事件

file 4 福岡県青少年保護育成条例事件

file 5 東京都壳春等取締条例事件

file 6 高根町別荘水道料金値上条例事件

file 7 広島県府中市議会議員政治倫理条例事件

file 8 京都府風俗案内所規制条例事件

file 9 秦野市地下水保全条例事件

<判例資料2> 法律と条例の抵触問題

file10 德島市公安条例事件

Cf. 神奈川県臨時特例企業税条例事件

file11 高知市普通河川等管理条例事件

file12 秦野市地下水保全条例事件（発展の検討）

file13 東郷町ホテル等建築適正化条例事件

file14 飯盛町旅館建築規制条例事件

file15 阿南市水道水源保護条例事件

Cf. 宗像市環境保全条例事件

<条例資料> 法律を実施するための自主条例

- 墓地、埋葬等に関する法律の実施条例

- 懲戒・分限処分の基準条例

- 宅地造成等規制法の実施条例

詳細・お申し込みはコチラ

←クレジットカードでもお支払いいただけます→

→ 第一法規

検索

CLICK!



申込書〈第一法規版〉

自治立法権の再発見—北村喜宣先生還暦記念論文集—

●定価 3,850円(本体3,500円) [コード 069997]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、300円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
3万円以下の場合、400円+税	
10万円以下の場合、600円+税	

年 月 日

元 一

ご住所

機関名

フリガナ

ご氏名

部署名

TEL

E-mail

□公用

□私用

お客様の個人情報の
取り扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤル 0120-203-696 FAX:0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印